

大崎上島町立大崎小学校 いじめ防止対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 児童・保護者に対して、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にするため、大崎上島町立大崎小学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の号に掲げる事項を行う。

- ①いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ②いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- ③いじめ防止等に係る関係機関連携
- ④いじめ防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- ⑤いじめ防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報
- ⑥いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- ⑦いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- ⑧重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ⑨必要に応じた心理や福祉の外部専門家の招聘

(組織)

第3条 委員会は、校長が指名する職員をもって組織する。

- 2 いじめ防止委員会は、校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主事・該当学級担任、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、校長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、生徒指導主事が進行する。
- 3 会議記録は、養護教諭が担当する。
- 3 校長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。